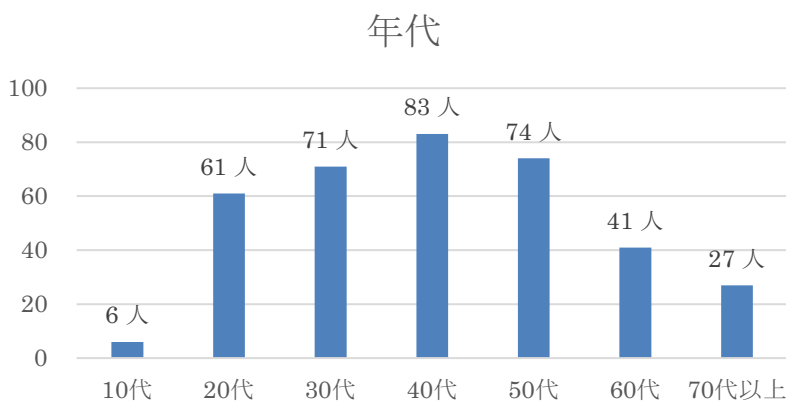
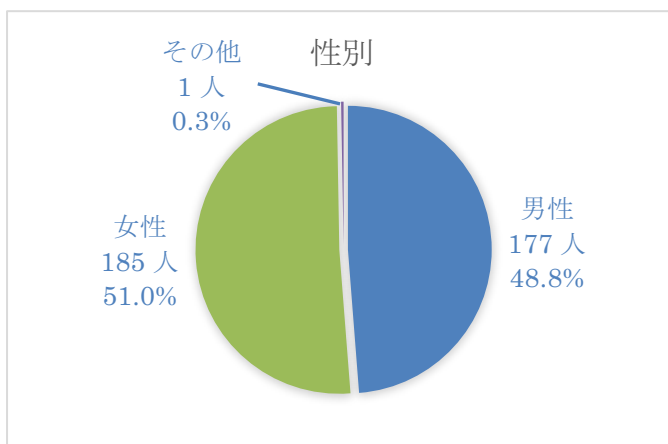


令和4年度 第3回 とよはしインターネットモニターアンケート調査結果

テーマ 「家庭における男女共同参画に関するアンケート調査」
調査期間 令和4年6月17日（金）～令和4年7月1日（金）
回答者数 363人
対象モニター数 400人
回答率 90.8%

※ 百分率の値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、割合の合計が100%にならない場合があります。

【属性】



概 要

1. 家庭における男女の地位について

ご自身の家庭において45.2%の人が「平等である」と答えており、約半数の市民は「平等である」と感じていることがわかりました。なお「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計と「女性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば女性の方が優遇されている」の合計を比較しますと、前者が後者の約4倍で、「男性の方が優遇されている」と感じている人が多いことがうかがえます。また回答者の男女別に集計しますと、「平等である」と答えた女性(36.8%)の割合は男性(53.7%)の割合よりも約17%低く、女性の平等感が低いことがうかがえます。

2. 家庭において「優遇」されていると感じる状態のついて

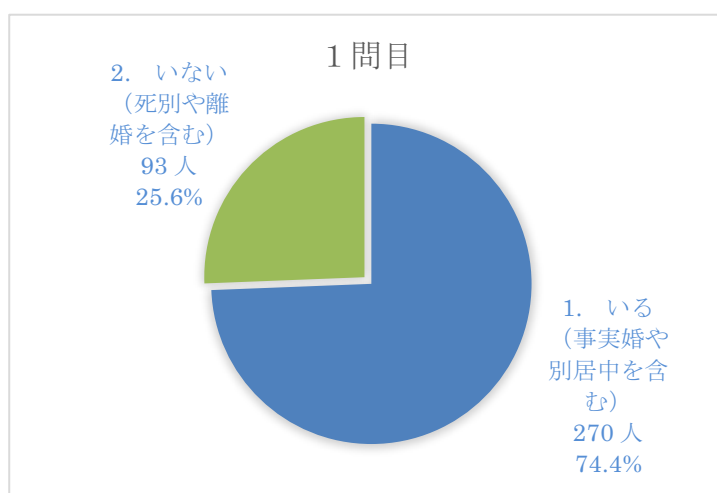
家庭において「優遇」されていると感じる状態は、「お金の使い方を決めることができる人」が最も多く、次いで「家事や育児などの負担が、家庭内で相対的に軽い人」や「家庭の代表者」が多い回答でした。これを回答者の男女別に集計しますと、男性は「お金の使い方を決めることができる人」、「家庭の代表者」の順で多く、女性は「家事や育児などの負担が、家庭内で相対的に軽い人」「お金の使い方を決めることができる人」の順で多い回答でした。男女とも、家庭ではお金の使い道の決定権を持つことが「優遇」と感じる人が多いものの、家事や育児などの負担が相対的に軽いことを「優遇」と感じる人については男女の差が大きく、男女間で家庭における「優遇」と感じる状態に違いがあることがわかりました。

3. 「DV防止法」の用語の認知度について

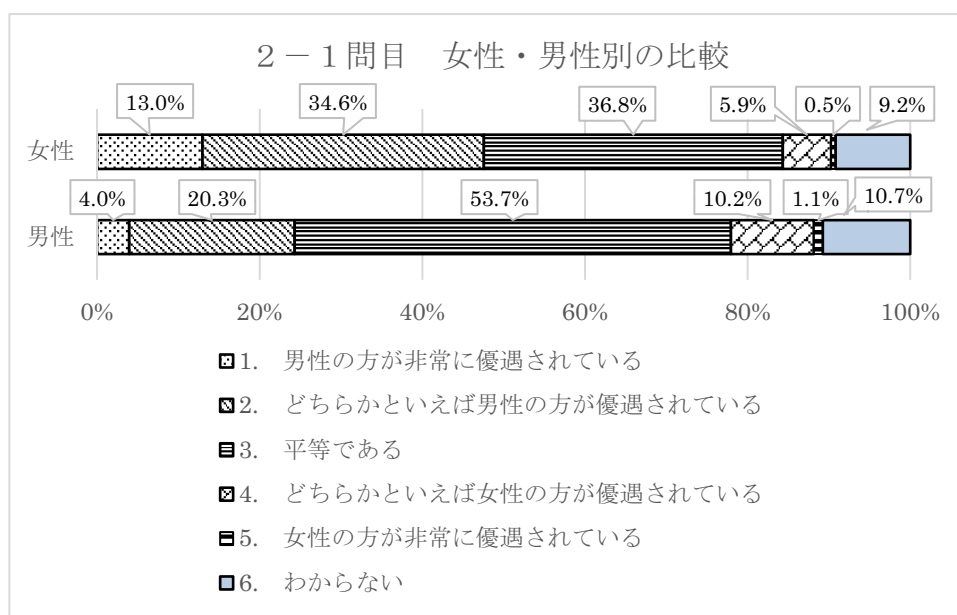
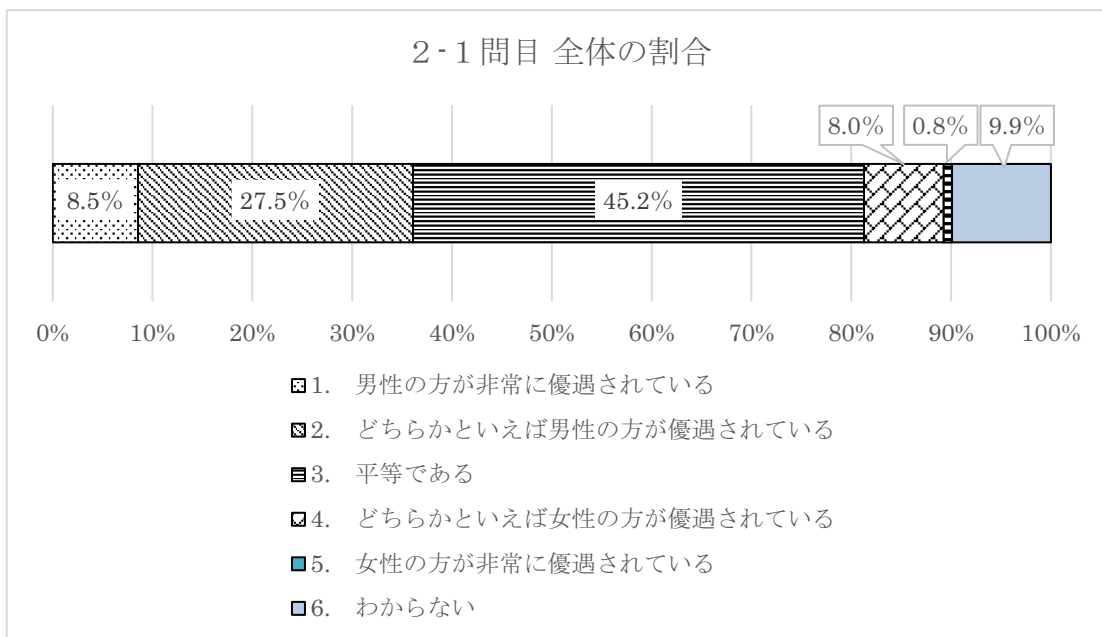
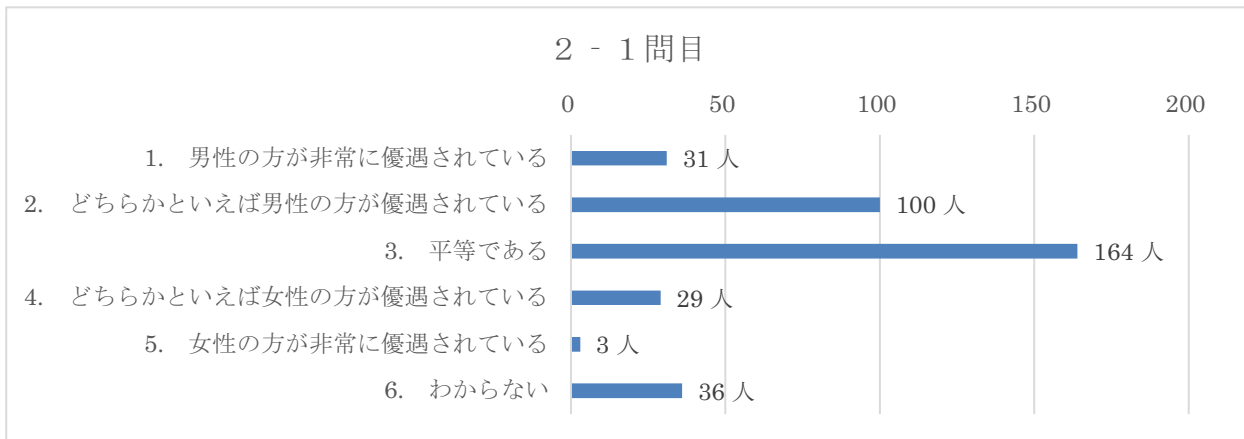
「DV防止法」を78.5%の人が「知っていた」と答えており、多くの市民が知っていることがうかがえます。男女別に比較しますと、男性の方が女性よりも「知っていた」と答えた人が約5%多く、男性の認知度が高いことがわかりました。同じ内容で令和元年度に実施した調査では「知っていた」と答えた人は69.1%で、「DV防止法」についての市民の認知度は高まっていることがわかりました。

一方、現在も約2割の方が「知らなかった」と答えており、DVの根絶には、さらに多くの市民に「DV防止法」を知ってもらうことが必要です。

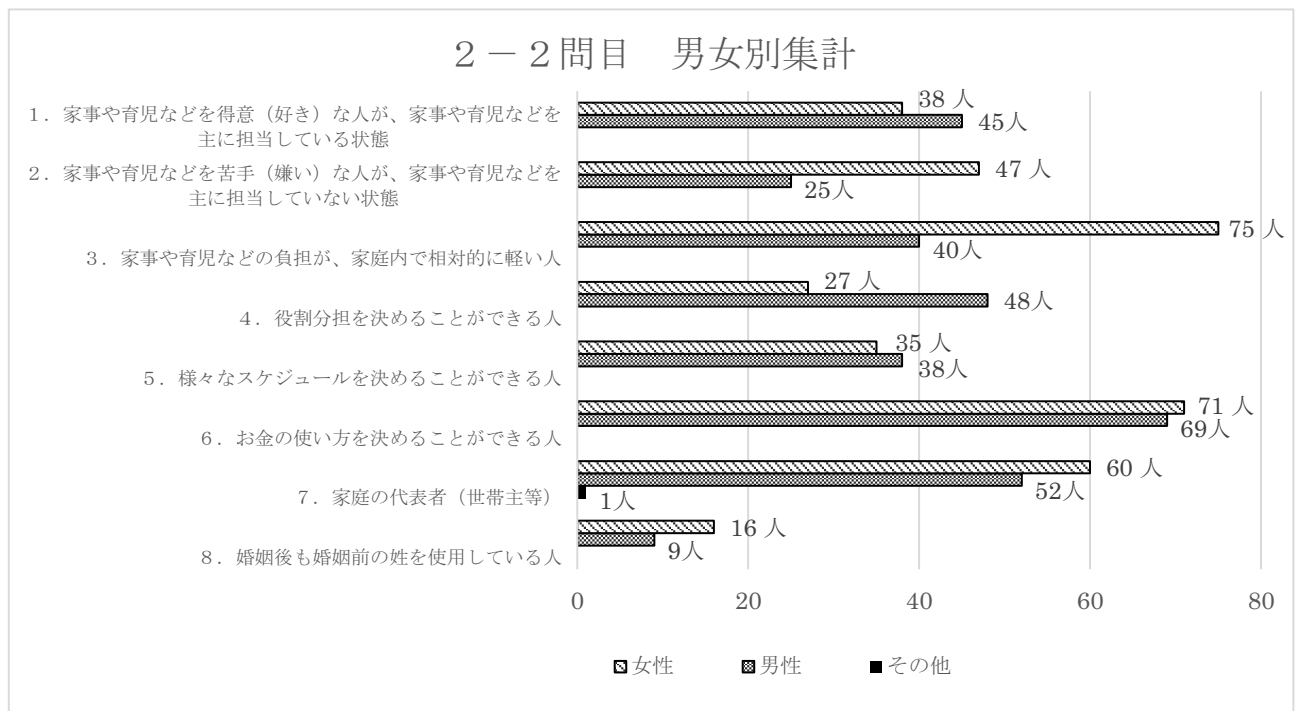
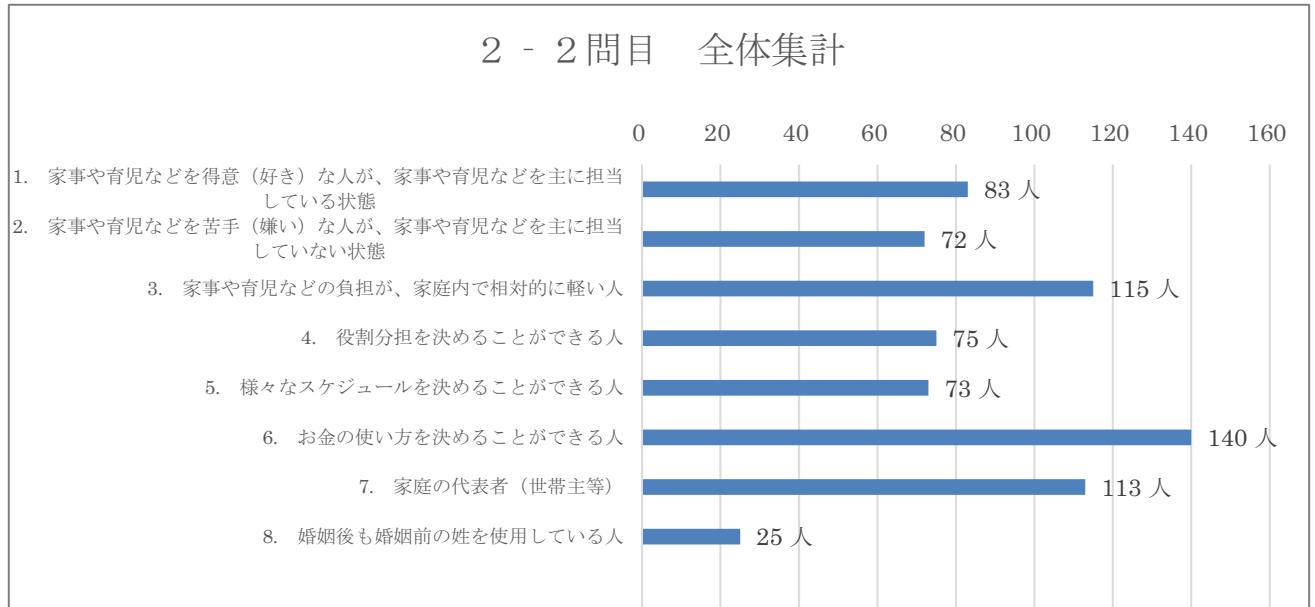
設問 1. あなたに配偶者はいますか。



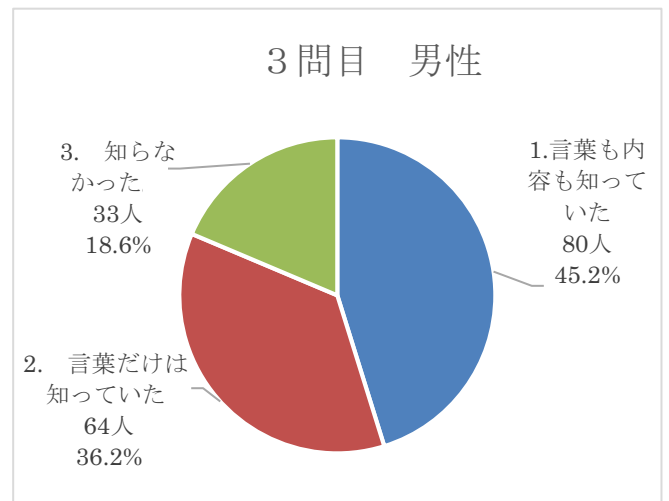
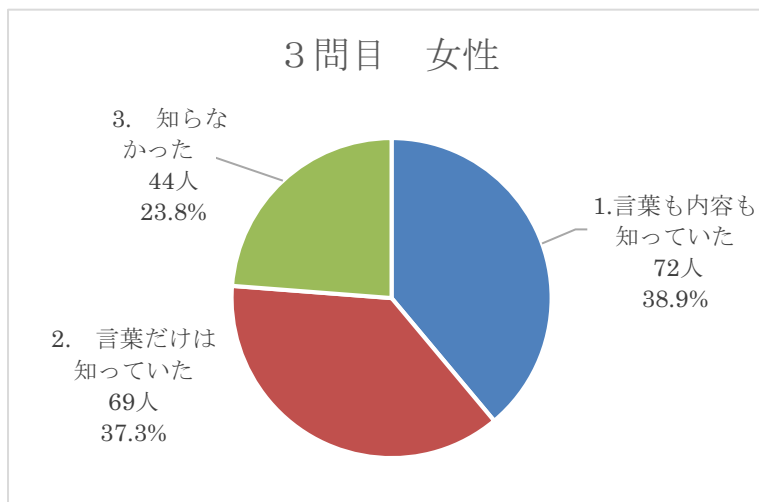
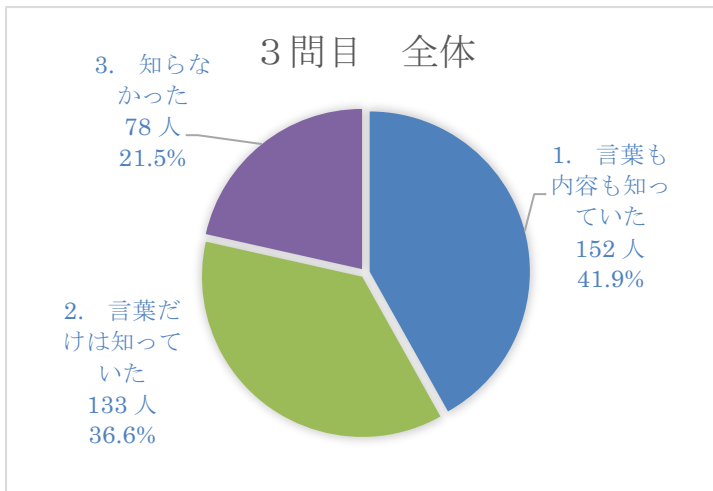
設問 2-1. ご自身の家庭において、男女の地位は平等になっていると思いますか。



設問 2-2. 「家庭」では、どのような状態や人が「優遇」されていると感じますか。
【複数選択可】



設問 3. 「DV防止法」という用語について知っていますか。



「DV防止法」とは・・・

平成13年に制定された、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。

被害者が男性の場合もこの法律の対象となりますが、被害者は、多くの場合女性であることから、女性被害者に配慮した内容の前文が置かれています。

(内閣府男女共同参画局ホームページより)